

又は保護された家庭又は託児所およびその保護期間、身体的精神的発達又は精神—社会的発達に関する情報、養子縁組に同意した日付又は養子縁組前提で託置を決定した日付、養子縁組又は託置に同意した状況、養子縁組決定の日時

②実父母に関する情報：

子の出生時の父母の年齢、身体的特徴、健康状態と病歴・遺伝的な疾患、家族的情報（関係性、学歴、関心事、宗教…）

その他：

- ・O.A.A.が保存する書類又は第三者が所持する養子縁組関係の書類は、その機関の業務を停止又は閉鎖のときに、A.C.C.へ引き渡される。
- ・デクレ 49 条が対象とする一括書類の保存期間は、最低 50 年と定めている（アレテ 48 条）。

2) 個人情報開示の規定

2013 年に改正されたデクレ 49-1 条は、A.C.C.および O.A.A.が援助する全ての養子縁組を対象に共同体政府が定める質問票に A.C.C.又は O.A.A.が記入し管理することを新たに義務付けた。それには、養子とその実親家族の身元を特定しない情報が含まれる。

情報を記入した質問票の写しは A.C.C.へ送付されるほか、マッチングのときに養親にも開示される。養子からその開示が求められるときには、直接、開示する。この文書には新たに得られた情報を追加することもできるとしている。

開示のときは、養子が成人の場合は、A.C.C.又は O.A.A.のソーシャルワーカーの寄添いが提案される。未成年の場合には、専門家による寄り添いが義務づけられる。12 歳未満の未成年者は、養父母又は法定代理人の寄り添いがなければ、開示できないと定めている。

A.C.C.又は O.A.A.が保管するその他の書類ファイルは、民法 368-6 条 3 項を適用して、養子又はその代理人が閲覧することができる。開示の方法は閣議にもとづいて定められた国王のアレテに示されている。

9. 養子縁組に関わる行政機関と民間機関の関係

1) 行政機関と民間機関の役割／任務と連携

ベルギーでは、児童社会援助に携る措置決定機関はいずれの共同体においても養子縁組の実務に直接関わっていない。したがって、O.A.A.と行政機関の養子縁組実務に関する連携も役割分担も行なわれていない。ただし、措置決定機関が養子縁組の援助を O.A.A.に委任することは行なわれている。

2) A.C.C.と O.A.A.の役割／任務と連携

A.C.C.の任務：2013 年 12 月 5 日の養子縁組に関するデクレは、A.C.C.の任務を新たに次のように定めている。

- ① 養子縁組とその手続に関する情報を確保し普及する
- ② 養親志願者の準備研修を企画する
- ③ O.A.A.を援助し、連携し、調整し、評価する。
- ④ ときには、養親志願者の不服申立てや養子縁組手続の行程で起る不満を調査する。
- ⑤ 法律の枠内で、A.C.C.に命じられた社会調査を実施し、関係する権限ある機関へその結果を報告する。
- ⑥ O.A.A.が許可されていない国際間養子縁組を援助する。
- ⑦ 養子と養親の予後調査の実施を監視する。
- ⑧ 養子の身元に関する情報の保存し、個人情報確保およびその開示を監督する
- ⑨ 全ての国際的審判機関、連邦・共同体・地区あるいは公立又は民間の審判機関と
その任務を遂行するために、必要な連携を図る。
- ⑩ 養子縁組に関するベルギーと外国の全ての権限ある当局との連携を促進する。
- ⑪ ハーグ条約の4、5、7、8、9、11、12、14、15、16、17、18、19、20、21、
22 および 30 条が対象とする権限を実行する。
- ⑫ 共同体の活動報告を2年ごとに作成し、フランス語共同体政府の議会へ提出する。

O.A.A.の任務：この任務も2013年の改正デクレで新たに次のように改正された。

「O.A.A.は、IV編3章、V編3章1、2、3、4、6節、4章1節、6編に定められた任務を果たすものとする」(デクレ13章4)

IV編3章は、子どもの養子となる可能性を確認するための情報を記載した「子どもに関する報告書」の作成に関する規定。V編3章1、2、3、4、6節は、国内および国際間養子縁組に関するマッチングに関して定めた規定。VI編は、養子となる子どもおよび養親志願者の書類ファイルの管理と保存について定めた規定である。

このことからO.A.A.の任務は大きく、以下の3つのことから成り立っていると言えるだろう。一つは、子どもとその実親に関する情報を収集し、「子どもに関する報告書」を作成することである。この報告書は、子どもの養子となる可能性を評価する基礎的資料として審判機関で用いられている。養子となる可能性が確認されて、初めて養子縁組計画は進められるからである。二つめは、子どもの状態とニーズに合った養親志願者を選定するマッチングはO.A.A.の主要な任務とも考えられる。国際間養子縁組のマッチングは出身国において行なわれているが、養親家庭の調査報告は外国機関にとっても不可欠な基礎的資料となる。三つめは、子どもとその家族および養親に関する書類ファイルの管理と保存およびその開示への援助もO.A.A.の任務されている。

A.C.C.とO.A.A.の連携：この二つの機関は、守秘義務に抵触することなく、子どもとその家族および養親の情報を伝達し合える関係を認められ、その連携が保証されている。

・とくに、A.C.C.はO.A.A.を援助し、連携し、調整し、評価するという任務を与えられて、

O.A.A.と緊密な関係がある。

- ・O.A.A.も、個々の養子縁組のプロセスで行なう決定の前に A.C.C.の合意を得る義務を課せられている。
- ・O.A.A.が契約した養親志願者の中に、提案する子どもを受入れる志願者がいないとき、O.A.A.も枠を越えて他機関で養親家庭を探し、マッチングすることも、A.C.C.の監督の下で奨励されている。
- ・ハンディキャップのある子どもの縁組を促進するため、A.C.C.の委任を受けて養親の開拓を請負っている O.A.A.もある。
- ・国内に適当な養親家庭が見いだせない子どものために、連邦中央当局および A.C.C.の調整で、外国の養親志願者のために O.A.A.がマッチングすることも行なわれている。

2) 民間機関の財政構造／公的支援の現状

O.A.A.は、最近では、連邦中央当局および仏共同体中央当局から委託される業務を請負うようになったといわれている。そのため、O.A.A.は、完全な児童保護機関と見なされるようになり、ワロンブリュッセル連邦からほぼ全面的な財政的援助を受けて活動している。

フランス語共同体政府のアレテによれば、O.A.A.は、年間請負料として補助金を物価スライド制で以下のように支給されている (アレテ 14 条)。

- ・国内養子縁組を許可された O.A.A.には、84,150 ユーロ
 - ・国際間養子縁組を許可された O.A.A.には、135,660 ユーロ
 - ・ハンディキャップのある子どもの養子縁組を許可された O.A.A.には、82,620 ユーロ
- さらに、仮に二つの O.A.A.が合併する場合の補助金も以下のように示され、合併を奨励しているように見える。

- ・国内養子縁組機関に対して、166,770 ユーロ
- ・国際間養子縁組機関に対して、271,320 ユーロ
- ・国内養子縁組機関とハンディキャップのある子どもの養子縁組機関の合併では、166,770 ユーロを給付するとしている。(アレテ 15 条)

これらの補助金には人件費も含まれている。それは専門資格と勤続年数で定められた基準が適用される (アレテ 16 条)。O.A.A.の年間請負額の 90%は、前年度の実績に基づいて決定されている。

補助金総額は、2007 年には 533,912 ユーロであったが、年々増加する傾向にあり、2013 年には、929,220 ユーロに達している。

3) 養子縁組あっせん事業の監督

O.A.A.が行なう個々の養子縁組の手続に関する監督で、示唆されることは、個々の縁組手続のプロセスにおいて、O.A.A.の実務を監督できる体制と仕組みを整えて要することで

はないだろうか。また、見通しもなく、養親志願者を O.A.A.が抱え込むことがないように、子どもと志願者の登録状態を A.C.C.と連邦中央当局が把握し調整する仕組みを定めていること等に工夫を見ることができる。

養親志願者に請求する縁組費用についても、養親に請求できる全ての費用明細を機関と養親志願者の間で取り交わす契約において事前に予め示すことで、養子縁組費用の透明性の確保が考えられている。

その他に、デクレ 1 条の定める養子縁組の実務の実行状態を評価する外部機関として《寄り添い委員会 la comité d'Accompagnement》が 2013 年に創設された。その目的は、養子縁組の実務の一貫性と効果を科学的に評価するためと言われている。(デクレ 2-2 条)

10. 国内および国際間の養子縁組統計

養子縁組に関する統計は、全国統計は法務省連邦民生局が作成し公表し、共同体レベルの統計は A.C.C..の年間活動報告に公表されている。

法務省連邦民生局は 2005 年から 2015 年度の過去 10 年間の国際養子縁組に関する調査を公表している。その調査によれば、全国で国際間養子縁組は 3748 件である。そのうち、

年齢:4 歳以下が 76.20% 4~15 歳までが 19.34%、15~18 までが 1.01%、成人が 3.4%。

出身国:全部で 97 개국、縁組件数の多い国には、エチオピア (1028 件)、中国 (653 件)、

カザフスタン (309 件)、南アフリカ (194 件)、コロンビア (187 件) 等がある。

手続: O.A.A.によるが 75.41%、援助なし (libre) が 23.79%、A.C.C..によるが 0.80%
ベルギーの承認を拒否された国際養子縁組件数: 574 件

連邦中央当局による転写件数 (国内養子縁組も含む): 4290 件

推定国内養子縁組件数: 1116 件 (連邦中央当局の転写件数 4290 件から転写拒否を差し引いた国際間養子縁組の数 3748 件を転写件数 4290 件から差し引いた数) 過去 10 年間の国内・国際養子縁組総数の 26%に相当する。平均すると、年間 111 人。

他方、フランス語共同体の中央当局の 2013 年度活動報告によれば、O.A.A.の援助で養親家族に迎えられた子どもは以下の通りである:

・国内養子縁組は 35 件 (25.7%)、うち、女子は 15 人、男子は 20 人

フランス語共同体には、国内養子が少ないが、フラマン共同体では国内養子縁組を許可された O.A.A.が 5 機関あり縁組件数も多い。2006 年には、同性カップルによる養子縁組が認められたため、同性カップルの縁組がフラマン共同体では、2006 年に 54 件であったのに対し、2007 年度は 117 件と国内養子縁組が倍増、フランス語共同体も、27 件から 50 件へと倍増した。

・外国からフランス語共同体に来た子どもの養子縁組は 101 件

- うち女子は 42 人、男子は 59 人
- ・国内・国際養子を合わせ、1 歳未満が 46 人 (33.8%) 1～4 歳未満が 63 人 (46.3%) 4～7 歳未満が 23 人 (16.9%) 7 歳以上が 4 人 (2.9%) と、1 歳未満の割合が低い。ただし、国内養子縁組では、1 歳未満が 31 人、2 歳が 4 人と乳幼児で占められている。

11. ベルギーの養子制度と養子縁組サービスの課題

1. フランス語共同体では、2013 年に改正したデクレの前文において養子縁組の実務の原則と方針を示し、さらに、養子縁組に関係する機関の実務を定期的に評価し、その恒常的な改善することを目的に関係機関の実務を定期的に評価する《寄り添い委員会》を創設した (デクレ第 2-2 条)。この委員会は、権限ある行政機関と緊密な協力関係のもとに地区の青少年援助機関で行なわれる措置に実務の原則の一貫性と効果を評価することを任務としている。ベルギーでは、養子縁組の実務はすべて民間機関に委ねているが、家族から相談を受けて子の養護措置を決定する地区の行政機関および司法機関との連携と協働がなければ、自治体がケアする要保護児童の養子縁組の促進は難しい。その辺りの問題を改善することが大きな課題となっているのではないかと考えられる。

2. ベルギーでは、養子縁組の対象となる子どもは、主に 4 歳以下の子どもであって、年齢の高い子どもやハンディキャップのある要保護児童の子どもの国内養子縁組はあまり進んでいない。家庭復帰の難しいこれらの子どもの養子縁組の促進が、1 の課題と関連して、模索されている。

3. 国際養子縁組は、出身国による国際養子縁組対象児の減少と子どものタイプの変化し、とくに、年齢の高い子ども、ハンディキャップのある子どもを受入れる家族に対する継続的支援が重要な課題になっている。その対策の一環として、フランス語共同体では、既成の養子縁組機関以外に養親と養子を支援する機関を民間主導で設置することが 2014 年から奨励されるようになった。どのような機能をもつ支援機関が今後どのような数で創設されるのか、楽しみである。

12. 日本の法制度への示唆

1. 養子縁組に関する行政的手続規定を定める必要性

ベルギーでは、国内および国際間養子縁組に関する詳細な手続規定を民法において定め、その法規定に基づいて共同体政府は、共同体内で行なわれる養子縁組が適正に行なわれるために、実務機関の行なうべき規則と手続きのプロセスにおいて役立つ調査基準や評価基準あるいは文書モデル等を定めていることを上記の文献研究ではっきりと知ることができた。

振り返って、日本では、司法手続以前に行なわれる養子縁組に関する子どもの保護、

保護した子どもの養子縁組の可能性（要保護性）を事前に確定する手続き、養子縁組希望者への情報提供や研修、養親希望者の適格性の認定調査と認定の方法等を、第三者が介入して行なう場合の方法規定が定められていない。だが、家族を失った子どもに恒久的家族を与える目的で養子縁組計画を立てるためには、そのような行政的手続を明確に定めることが、それらの子どもの養子縁組を促進する上で重要ではないだろうか。

2, 団体又は個人の養子縁組あっせんを活動を許可する制度の必要性

ベルギーでは、他の国々とは異なり、里親委託と養子縁組の目的と業務の違いを明確にし、養子縁組の実務を民間機関が行えるように、里親委託機関とは別に養子縁組に関する業務に携わることが民間機関を許可する制度を定め、1991年からその専門職化を進めてきた。また、養子縁組業務の質的向上を図るため、許可した団体が有資格のソーシャルワーカーと心理士を配置して、多職種チームで養子縁組の実務を行えるように人件費と事業費を共同体政府が保障し、養子縁組機関を公的機関と協働できる機関へと変化させた。

日本では、一部の機関をのぞいて、ボランティア的な小規模組織が多く、とくに新生児の養子縁組に主に携わっているが、公的機関と対等な関係で協働できる状態には至っていないのではないだろうか。養子縁組機関を一定の条件で認可し、定められた任務を実行できる機関として、財政的にも補助を受けられるようにすることがまず検討されなければならないのではないか。

3, 出身国で受入家庭のない子どもの国際養子縁組を調整する機関の必要性

ベルギーでは、他のハーグ条約の締約国と同様に、養子縁組に権限ある当局として共同体中央当局および連邦レベルで設置された連邦中央当局がある。連邦中央当局は、外国で決定された養子縁組を承認する役割と外国から受けるベルギーの子どもの国際間養子縁組の申請窓口となり、国内で受入れ家庭のない子どもの国際養子縁組を調整する役割を担っている。国際養子縁組の代替性の原則をどのように実現するのか、そのシステムに関して示唆を与えられた。

4, 民間機関の養子縁組実務を個々の手続プロセスにおいて監督する機関の必要性

ベルギーでは、共同体中央当局と養子縁組認可機関の連携の仕方は注目される。それは民間機関が行なう個々のすべての縁組手続を節目節目で民間機関から中央当局は報告を受けて、審査し承認するシステムを定めているため、共同体中央当局は個々の養子縁組プロセスにおいて民間の仕事を監督し指導する役割を与えられているからである。

個々の養子縁組プロセスにおいて民間の活動をシステムティックに監督することは重要なことではないだろうか。民間団体に限らず、児童相談所の実務についても監督し指導できる機関が必要ではないだろうか。

資料 2 国際養子縁組に関する民法の規定（仮訳）

第II章 国際法

第1節 国際私法の特別規定

第 357 条 養子縁組の成立を可能にする法律がいかなる法律であっても、344-1 条（訳注：基本的規定）が対象とする要件が満たされていなければならない。また、単身又はカップルの養親は、養子をする資格と適性がなければならない。

第 358 条 養子による同意に適用できる法律がいかなるものであっても、348-1 条（訳注：12 歳以上の子の同意）が適用される。

ベルギーにおいて子どもとその父母間の従前の親子関係を断絶する効果のある完全養子縁組が成立するためには、子どもの同意、その母および父又はその法定代理人の同意がなければならない。

第 359-1 条 養子縁組に介入する全ての個人、公法又は私法の法人が養子縁組の仲介者として介入するときには、その根拠となる国の法律がそれらの者に課している要件を満たさなければならない。

第 359-2 条 外国で行なわれ、その後、ベルギーにおいて承認される子どもの養子縁組は、すでに存在する親子関係を断絶する効果のない場合、361-4 条の 1° の b) および c) の定める同意の効果をもつ養子縁組へ変更するために、ベルギーにおいて完全養子縁組に転換することができる。

第 359-3 条 養子縁組に適用可能なされる本節の諸規定は、従前の親子関係を断絶する効果のない養子縁組を完全養子縁組への転換へ適用される。

第 359-4 条 養子縁組が解消される場合には、363-4 条が定める保護措置が適用される。

第 359-6 条 その国の法律が、養子縁組の無効を定め、許可しても、ベルギーにおいてはそれを宣言しない。

第II節 国際的移動を伴う養子縁組

§1. 定義

第 360-1 条（語彙） 本節の用いる言葉は、以下の通りとする：

- 1° 条約 Convention とは、1993 年 5 月 29 にハーグで締結された「国際養子縁組に関する子の保護および協力に関する条約」
- 2° 連邦中央当局とは、法務大臣によって指定されたベルギーにおいて中央当局の機能を実行する当局
- 3° 共同体の中央当局 A.C.C. とは、共同体から指定された権限ある当局
- 4° 認可機関 organisme agréé とは、養子縁組に関し仲介者として活動することを可能にする必要条件を満たし、権限ある共同体から認可 agreement された全ての法人
- 5° 出身国 Etat d'origine とは、養子縁組の可能性が確定されたとき、その子どもの常

居所があった国

6° 受入国 Etat accueil とは、子どもが、その養子縁組を目的にその国へ移動したか、又は移動しなければならない国

7° 出身国の権限ある当局又は受入国の権限ある当局とは、

a) 条約の締約国の場合、その意味で指定された中央当局

b) 条約の非締約の場合、法律によってそのように承認されている国の機関

第 360-2 条（国際養子縁組の定義） 対象となる養子縁組とは、

1° 子どもが、その国においてベルギーに常居所のある単身者又はカップルによって養子縁組した後、あるいはベルギー又はその国において、そのような養子縁組をする目的で、出身国からベルギーへ移動したか又は移動しなければならない場合

2° 子どもが、ベルギーに常住しているか、常居所があった場合、外国に常居所のある単身者又はカップルとベルギーにおいて養子縁組した後、あるいはベルギー又は外国でそのような養子縁組をする目的で、その国へ移動したか、移動しなければならない場合

3° 子どもが、ベルギーに常居所のある単身者又はカップルの養親による養子縁組を目的として、在住許可証がなくベルギーに住んでいるか、又は 3 ヶ月以上滞在している場合

§ 2. 外国に常居所のある子どもの国際養子縁組

第 361-1 条（出身国から来る子どもの養子縁組の要件） ベルギーに常住している単身者又はカップルで外国に常居所のある子どもの養子縁組を望む者は、養子縁組手続を行なう前に、国際養子縁組を引き受ける資格と適性を宣告する判決を得ていなければならない。

国際養子縁組を希望する者は、その適性を評価する前に、事前に権限ある共同体が企画する準備研修を受けなければならない。研修には、とくに、養子縁組手続の進行過程、養子縁組の法的効果とその他の影響、縁組後のフォローの可能性と有用性に関する情報が提供される。

準備研修の義務は、養子にすることを希望する子どもと養親希望者の間に親族関係のある場合でも課せられる。

第 361-2 条（適性の判決と報告書の送付先） 養親又は二人の養親の適性に関する判決書

および司法手続法 1231-32 条が対象とする報告書の写しが少年裁判所の書記官から養親に送付されるとき、連邦中央当局はそれを遅滞なく、権限ある共同体中央当局へ送付する。

第 361-3 条（子どもの移動に関する要件） 養子縁組を目的とするベルギーへの子どもの移動は、以下の条件が満たされないときには移動できず、養子縁組も宣告されない：

1° 権限ある共同体の中央当局が、外国の権限ある当局へ 361-2 条が対象とする書類を送付していること

2° 権限ある共同体の中央当局が、外国の権限ある当局から以下の情報を受け取ってい

ること

- a) 子どもの身元、その養子縁組の可能性、その発達、その家族の状態、子どもとその家族の病歴、その社会的環境、その環境の中での価値観 les conceptions philosophiques および子どもの特別なニーズに関する報告
 - b) 養子縁組に必要なその他の文書
- 3° 単身又は二人の養親が養子縁組を目的にその子どもの監護に合意したことを明らかにした文書
- 4° 法律が、ベルギーへの永続的入国又は滞在許可又はその許可を証明する文書
- 5° 権限ある共同体の中央当局および外国の権限ある当局が、単身又は二人の養親へ子どもを委託する決定を証明する文書

第 361-4 条 (必要書類の作成) 権限ある共同体中央当局は、以下の 3° が対象とする文書の 1 つ又は複数の文書の受理を別として、第 361-3 条 1 項 2° の b) が対象とする文書の作成が事実上不可能なとき、共同体中央当局は同等の価値のある文書を作成することができる。

1° 証明書

- a) 子どもの出生証明書
- b) 養子縁組に関する子どもの同意証
- c) 養子縁組の同意を必要とされるその他の者、施設および権限ある当局による同意証

2° 国籍を証明するもの

3° 出身国の権限ある当局へベルギーの権限ある当局が提出する証明書

- a) 子どもが養子縁組可能であることを宣告する証明
- b) 子どもを永続的に外国へ移動することを許可した出身国の権限ある当局の決定を確認する証明書の写し、その決定を宣誓翻訳者が翻訳した証明付翻訳
- c) 子どもを単身又は二人の養親へ委託する決定が子どもの利益と尊重に答えることを支持する理由を確認できる文書
- d) 養子縁組の同意が求められる個人、施設、当局が必要な助言を受け、その同意の影響、とくに、養子縁組を理由に子どもとその家族間の権利関係の維持か、断絶されるのかを、規定の通り、説明されたことを証明するもの
- e) 同意を必要とされた者が、法律的な様式で、強制されずに同意したこと、金銭の支払いといかなる種類の違法な形で奪われた同意によって利益を得ていないことを確保することを証明するもの
- f) 母と父に同意が求められるとき、その同意が子どもの出産後に与えられたことを証明するもの
- g) 子どもが、その年齢と成熟度に応じて、助言および情報の提供を、規定通り、受けたことを証明するもの。情報には、養子縁組およびその養子縁組の同意の結果に関するもの、子どもが必要とするなら、その願いと意見が考慮されたことを示すものを含む。
- h) 養子縁組に子どもの同意が必要とされるとき、その子どもの同意が必要な法律的形式

式で、強制されることなく与えられ、金銭を受け取っていないこと、いかなる種類の違反も子どもが奪取されていないことを証明するもの。

361-5 条（養子法のない国の国際養子縁組の条件） 361 条と 361-4 条に反して、子どもの出身国において適用可能な法律に養子縁組も養子縁組前提の委託の規定もない場合には、以下の条件が満たされなければ、養子縁組を目的にベルギーへ子どもを移動することも養子縁組を宣告することもできない：

1° 権限ある共同体の中央当局が、子どもの出身国から、子どもの身元、その個人的変化、その家族の状態、子どもとその家族の病歴、その社会的環境、その環境における考え方と、子どもの特別ニーズに関する情報を含む報告書を受け取っていること。

2° 権限ある共同体中央当局又は養親となる者が、以下を受理していること

a) 子どもの出生証明書

b) 少なくとも 12 歳以上の子どもが外国へ移動することに同意したこと、その同意が強制されることなく行なわれ、金銭の支払いおよびあらゆる種類の違法な方法で得た同意により、利益を得ていないことを確認できる証明書

c) 両親の死亡を確認できる証明書の写し、又は子どもの遺棄の決定を確認できる証明書の写し、そして、公的機関の後見の下にあることを証明するもの

d) 子どもに後見を設置した出身国の権限ある当局の決定とその理由、又は養親の決定を確認できる証明書の写しおよび宣誓した翻訳者によるその決定を証明する文書の翻訳

e) 子どもを外国へ永続的滞在を目的にして移動することを許可した出身国の権限ある当局の決定を確認する証明書の写し、および宣誓した翻訳者による決定の翻訳

f) 子どもがベルギーへ入国し永続的に滞在することを法律が許可又は許可することを証明する文書

g) 子どもの国籍とその常居所の証明書

3° 権限ある共同体の中央当局は、司法手続法第 1231-33 条による養親の適性に関する判決および検事の報告書を確保していること。

4° 権限ある共同体の中央当局および子どもの出身国の権限ある当局は、子どもの養親への委託を文書で承認していること。

361-6 条（ベルギーへ移動する子どもの手続） 共同体中央当局は、遅滞なく、出身国からベルギーへ養子縁組を目的に移動を許可した 361-3 条および 361-5 条が対象とする外国の決定を連邦中央当局へ通知する。

§ 3. ベルギーに常居所のある子どもの国際養子縁組

362-1 条（外国からの養子縁組の申込み） 外国の権限ある当局が、ベルギーに常居所のある子どもの養子縁組を希望する単身又は二人の養親に関する報告書を連邦中央当局へ送付して来るとき、連邦中央当局はそれを 15 日以内に共同体中央当局へ送付する。

362-2 条（ベルギーの子どもの国際養子縁組の条件） ベルギーに常居所のある子どもは、司法手続法 1231-34 条によって少年裁判所が以下を確認しなければ、外国に常居所のある単身者又は二人の養親とは養子縁組することはできない：

- 1° 裁判所が命令する社会調査に基づいて、子どもに関する固有の文化と心理社会的状態を考慮し、その子どもの養子縁組の可能性が確認されること
- 2° ベルギーにおいて子の委託の可能性を考慮し、国際養子縁組が子どもの最善の利益と国際法が認める基本的権利に応えることを確認すること
- 3° 養子縁組の同意を求められた個人、施設、当局は、規定のように、必要な助言とその養子縁組の結果に関する情報を知らされたことを確認する。なかでも、養子縁組によって子どもとその実方家族の法的関係の維持又は断絶が行なわれるのかどうかを知らされたことを確認すること。
- 4° 養子縁組に同意を必要とされる個人、施設、当局が、強制されることなく、必要な法的形式に基づいて、金銭の支払いといかなる種類の違法な方法で得た同意によって利益を得ていないことを確保する。
- 5° 母および父の同意が求められる場合、同意が子どもの出生後に与えられたことを確保する。
- 6° 子どもがその同意を求められるとき、年齢と成熟度に応じて助言を受け、その養子縁組と養子縁組の同意による影響を知らされること、そして、子どもの希望と意見を、規定のように、考慮することを確保する。
- 7° 子どもに養子縁組の同意が求められるときには、強制されることなく、さらに、金銭の支払いやいかなる種類の違法な形での同意が得られていないことを確保する。

第 362-3 条（共同体中央当局による介入） その他に、権限ある共同体中央当局は以下の情報を受けていなければ、養子縁組は行えない：

- 1° 362-1 条の対象とする報告書、それには、養親の身元、その養子をする適性と法律的要件、その個人的、家族的、医学的状态、その社会的環境、思い立った動機、国際養子縁組を受入れる適性、子どもを受入れる能力に関する情報を受けていること。
- 2° 連邦中央当局から 1231-38 条の対象とする報告を受けていること。
- 3° とくに、1° および 2° が定める報告書において、子どもの育成条件、その民族、その宗教、その考え方および元の文化を考慮して、子どもを養子縁組前で委託する決定が、子どもの最善の利益および国際法で認められた基本的人権に応えられることを確認すること
- 4° 2° が定める報告書は、必要とされる同意書および委託決定の文書と共に受入国の権限ある当局へ送付すること。

第 362-4 条（ベルギーの子どもが外国にいる養親と縁組する場合の条件） ベルギーに常居所のある子どもを外国に常居所のある養親へ委託する決定は、子どもが養子縁組前でベルギーを離れ、その国において 362-2 条および 362-3 条の措置が尊重されなければ、取る

ことはできない。その他に以下が証明されなければならない：

- 1° 受入国の権限ある当局が、養親が養子をする資格と適性のあることを文書で証明すること
- 2° 受入国の権限ある当局が、その子どもがその国に永続的に入国し、滞在できることを文書で証明すること
- 3° 受入国の権限ある当局が、養親がその子どもを養子にすることに合意したことを証明すること
- 4° 受入国の権限ある当局が、その養子縁組計画を文書で認めていること
- 5° 3°および4°が対象とする当局が、養子縁組手続の継続を文書で示すこと

§ 4. 国際養子縁組の保護措置

第 363-1 条 (接触の禁止) 養親と子どもの親、又はその他の子の監護者又は養子縁組に同意を求められた者が、361-1 条と 361-3 条の 1°～5°又は 362-2 条～362-4 条の規定を尊重していないときは、いかなる接触もできない。ただし、養子縁組が家族内で行なわれる場合又は出身国の権限ある当局が定める条件を満たせば、その限りではない。

361-5 条が規定する場合は、養親と子どもの親、又はその他の子の監護者又は養子縁組の同意を求められた者が、361-1 条と 361-5 条の 4°を尊重しないときにはいかなる接触も行なえない。ただし、養子縁組が家族内で行なわれる場合はその限りではない。

第 363-2 条 (ハーグ条約又は法律が尊重されないときの対応)

全ての養子縁組に関して権限ある当局が、ハーグ条約又は法律の規定の一つを正しく評価していないか、養子縁組の成立が延期される明らかな危険があり、当事者にそれを知らせる動きのあるときには、連邦中央当局および権限ある共同体中央当局は、当事者のために役立つ措置を取ることを留意することができる。

第 363-3 条 (養子縁組の宣告を拒否する理由) 単身又は二人の養親が、故意に条約又は法律の規定に違反するか、養子縁組手続に不正を犯すとき、少年裁判所は、養子縁組の宣告を拒否する。この規則は、子どもの権利の尊重につながる動機が正式に確立され、優先されないかぎり、除外することはできない。

書記官は拒否の決定を連邦中央当局へ通知し、連邦中央当局は権限ある共同体中央当局へ通知する。さもなければ、出身国の権限ある当局にそれを通知する。

ベルギーの判事は、以下の場合、全ての養子縁組を宣告することを拒否する。

- 1° 申請した養子縁組が子どもの奪取、売買又は取引後に行なわれたことが確認されたとき
- 2° 養子縁組が、法律の規定を逸脱し、国籍、入国、滞在、定住および外国から遠く離れる目的とするのを確認するとき

第 363-4 条 (外国へ子どもが移動した後の子の保護) 養子縁組が、外国の子どもがベルギーへ移動した後に行なわれねばならないとき、かつ、受入家庭に子どもを留めおくことがその

最善の利益と国際法に従って基本的権利の尊重に応じられないとき、権限ある当局は密接に意見を聴いて、とくに、以下を目標として、その子どもの保護に役立つ措置を取る：

- 1° 養子縁組を希望している者から子どもを引取って一時的なケアを行なう。
- 2° 子どもの出身国の権限ある当局の意見を聴き、遅滞なく、その子どもを養子縁組前提とする新たな託置を確保する。又は、万一、出身国の権限ある当局が新たな養親を正式に通知して来ないので、必要な同意が新たな養子縁組に得られないとき、継続的な代替措置を図る。
- 3° 最終的手段として、その最善の利益および国際法の名において知られる基本的権利がそれを要求するとき、出身国へ子どもを返還することを確保する。子どもは、司法手続法 1231-11 条によって意見を聴かれる。

外国の養子縁組の解消又は再審の決定を承認する場合にも、1と2項が適用される。

第 363-5 条 前条の対象とする措置は、とくに、以下の場合に取りられる：

- 1° 単身又は二人の養親が法的に有効な理由なく、養子縁組の申請を怠るか、又は子どものベルギー到着して 6 ヶ月内に養子縁組の申請をしないか、明らかにその養子縁組計画を放棄しているとき
- 2° 提訴されたベルギーの権限ある裁判所が養子縁組の宣告又は承認を拒否し、その決定が決定的になるとき

第 363-6 条 363-4 条および 363-5 条によって介入される本国返還の場合、子どもの滞在、ケア、旅費の費用は、単身又は 2 人の養親が負担するか、万一の場合、養親の申請に介入し、それに責任が確定される認可組織又は養子縁組の仲介者として不法に介入した者が連带的に負担する。

資料：

1. ベルギー民法の原典：

COORDINATION DE LA LÉGISLATION EN MATIÈRE D'ADOPTION (LOI DU 24 AVRIL 2003 RÉFORMANT L'ADOPTION)(Mis à jour le 24/07/2007)の中の改正民法の部分訳

2. フランス語共同体の法律、統計等は、フランス語共同体中央当局のホームページから資料を得た。フランス語中央当局のホームページは、<http://www.adoptions.be>

(ベルギー報告終了)

アメリカの養子縁組 レポート 2

[2016年2月28日]

栗津美穂

(International Foster Care Alliance)

『アメリカの養子縁組レポート（2）』では、著者が米国全体の、またワシントン州の養子縁組に関わる法や制度、実践について、レポート（1）に述べていない以下の5つの事項について新たに調査を行い、その結果をまとめたものである。

- 1) 養子縁組に関する連邦と州の法改正
- 2) セクシャル・マイノリティー（LGBT）の養子縁組
- 3) 養子縁組に関する情報の保管と開示
- 4) 「アダプション・アシスタンス」― 養子縁組後の子どもたちへの支援
- 5) ネイティブ・アメリカンの、『カスタマリー・アダプション』

1) 養子縁組に関する、米国とワシントン州の法改正

<米国連邦法>

■ フォスタリング・コネクション・チュー・サクセス・アンド・インクリーシング・アダプションズ法案 (Fostering Connections to Success and Increasing Adoptions Act)

2008年に可決したこの連邦法は、養子縁組については、以下の改正を決定した。

- 以前は、アダプション・サポート（アダプション・アシスタンスとも呼ばれる連邦政府からの経済的援助）は、扶養手当を受けている実親家庭の子どもだけが受けられる仕組みになっていた。2008年の法案樹立により、この仕組みは取りやめになった。2018年までの10年間に、フォスターケアから養子縁組される児童のすべてが、アダプション・サポートを受けられるようになる。その額は、子どものニーズによって決められる。
- Supplemental Security Income (SSI と呼ばれる、障害者に対する連邦政府からの手当)を受けている子どもは、自動的にアダプション・サポートを受けられるようになった。

- 1997年に樹立した連邦法 Adoption and Safe Families Act (ASFA) は、養子縁組を促進するために「養子縁組奨励金制度」を組み入れた。各州政府が、基準となる年間の養子縁組数を制定し、その数より多かったすべての養子縁組の一件ごとに、州予算4千ドルを、また障害を持つ子どもたちの養子縁組を成立させた場合には、6千ドルを政府が各州に支払うという仕組みだった。2008年のこの新しい法律が可決したことにより、障害を持つ子どもや年長の子どもたちの養子縁組奨励金は、今までの2倍に引き上げされることが取り決められた。
- この法律は、養親の候補者には、Federal Adoption Tax Credit (連邦政府に支払う税金の控除額)について、ケースワーカーなどが情報を与えることも示唆している。

<ワシントン州の法律>

■SHB1938 (ワシントン州上院法案1938)

2009年、養子縁組の法律の一部改正 (RCW 26.33.295) が州の上院議会で可決された。子どものパーマネンシー計画が養子縁組で、その子にきょうだいがいる場合、オープン・アダプション書類の合意内容として、養子縁組後も、できる限り子どもがきょうだいと面会を続け、関係を保つことができるように取り計らうことを勧奨した法案である。

この法案が議会にもちこまれた背景には、議員たちが社会的養護の当事者の意見を聴取したことがあった。ユースの多くが、きょうだいとの接触を絶たれたまま、フォスターケアの下に身を置き、養子縁組が成立した後も、離れ離れになったままになっている現実を報告したことがきっかけとなった。

この法案に基づいて、法廷はオープン・アダプションのヒアリングを行う際、養親とソーシャルワーカーまた、児童保護局の弁護士や子どもの擁護人 (CASA-Court Appointed Special Advocate) に対して、『子どもの最善の利益』を考慮し、きょうだいとの結びつきを維持するための具体的な計画を立てることを勧奨する。これは、法律上の「合意」で、命令ではないので強制することはできない。

■SHB1525 (ワシントン州上院法案1525)

この法改正により、2014年7月から、18歳以上の養子は、実親がそれに反対の意を表明しない限り、自分の出生証明書のコピーを受け取ることができるようになった。

実親は、Contact Preference Form という書式に養子縁組された実子からの連絡を受けたいか否か、また出生証明書のコピーを実子が受け取ることを認めるか否かを、書式に書き込み、メディカル・ヒストリーと合わせて提出することが義務付けられた。

<Contact Preference Form>

<http://www.doh.wa.gov/Portals/1/Documents/Pubs/422-110-ContactPreferenceBirthParent.pdf>

<Medical History Form>

<http://www.doh.wa.gov/Portals/1/Documents/Pubs/422-111-BirthParentMedicalHistory.pdf>

2) セクシャル・マイノリティー (LGBT) の養子縁組

米国では、ミシシッピ州を除くすべての州で、同性カップルの養子縁組を合法化している。実子を持たない多くの LGBT のカップルやひとり親が里親として子どもを養育し、養子縁組してきたこの国のセクシャル・マイノリティーの持つ人権の向上は、昨年の司法の動きを見ても理解できる。

2015年6月、米国の最高裁は歴史的な判決を下した。全米で同性結婚の権利を保証するというものだ。米国では、過去10年間に LGBT の権利擁護についてのムーブメントが高まり、現在、全50州のうち36州が同性結婚を認めている。

このような国全体の動向の中で、同性カップルによる養子縁組の数は、近年、増加し続けた。2000年に成立した同性カップルの養子縁組の数は6477件だったのに対し、2009年には、その数は21750件と、3倍以上の伸びを見せた。(2010年国勢調査)

著者は、第一レポートの中で、「ウェイティング・チルドレン」について述べた。社会的養護の当事者の中でも、実親の親権が停止し、養子縁組を待っている子どもたちは現在、10万人以上存在する。近年、従来の差別や偏見を取りのぞき、LGBT の里親や養親を積極的に開拓して行こうという動きが盛んになった。

児童福祉の専門家や学者が、LGBT の親たちの子育てや養子縁組をテーマに研究論文が発表されたのは、2000年代の後半である。LGBT の親のストレングスに目を向けると、彼らが、里親や養親としていかにふさわしいかわかる、という論議は以下のようなものがある。

- LGBT の親は、子どもが抱く繊細な感情をとらえることができる。(例えば自分は他の子どもとは違う、といった思いは、LGBT の人たちが経験した感情である。)
- 多くの LGBT の親は、養子縁組という選択肢が第一候補である。(子どもが持てない夫婦などとは事情が違う。) そのため、養親になろうという決意とコミットメントが高い。
- LGBT の大人は、社会資源や地域支援の仕組みについて精通している。(自分たちが、いろいろなリソースや支援ネットワークを駆使して生活してきたから。) そして、

さまざまな家族形態、そして人間の持つ個性や考え方の違いなどを尊重することができる。養親には、必要な資質である。

米国の連邦政府機関である、Children's Bureau や、100年以上の歴史を持つ Child Welfare League of America などの組織が、LGBT の親たちは、家族のない子どもたちの恒久的な家族として、秀れたリソースであることを明言するようになった。

世論調査でも、国民の65パーセントが、同性カップルの子育てについて、ポジティブな印象を抱いているという結果が出ている。

その反面、LGBT の養親と向き合いながら仕事をするソーシャルワーカーへの訓練やリソースが徹底していない、という批判がある。特に都会から離れた地域には、知識や情報が豊かでない。

LGBT の養親のためのホームスタディやリクルートの仕方も、エージェンシーによってまちまちであるが、ソーシャルワーカーが自己の偏見を理解し、柔軟性を持った対応をし、できる限りの支援と資源に LGBT の家族をつなげる努力をする、というのが実践への指針である。

ワシントン州では、児童保護局が里親や養親を対象とした支援プログラムを作成・実施しているが、シアトル地区などの人口の密集した地域では、LGBT の里親や養親希望者のための特別な支援ネットワークをもうけている。

3) 養子縁組成立後の養親と養子支援 (その2)

アダプション・サポート (またはアダプション・アシスタンスとよばれる予算) について、著者は、第一レポートの中で、その概要を述べた。アダプション・サポートとは、養子縁組成立後の、養子に対しての、連邦と州政府の経済的な支援であるが、このレポートの中では、①アダプション・サポートを必要不可欠な支援にしている米国のスペシャル・ニーズの子どもたちの状況と、②その経済的支援の養子縁組あっせんへの効果、そして、③今後の課題について、以下にまとめる。

① 米国のスペシャル・ニーズの子どもたちの状況

1997年の Adoption and Safe Families Act (ASFA) 法案の中に、連邦政府は「養子縁組奨励金制度 (Adoption Incentive)」を組み入れた。各州政府が、基準となる年間の養子縁組数を制定した。その数より多かったすべての養子縁組のひとつひとつにたいして、

連邦政府が奨励金を支払うという仕組みだ。1996年には、2万7千件だった養子縁組の数が、10年後の2006年には、その倍近くの5万2千件まで伸びたのは、この奨励金制度のためであることは明らかだ。

この法が、成果を上げたにもかかわらず、米国には現在でも10万人以上の『スペシャル・ニーズ』の子どもたちが家庭復帰できず、養子縁組をされるのを待っている。フォスターケア制度の中に身を置く子どもたちである。その平均年齢は8歳。半数が黒人とヒスパニックの児童だ。

『スペシャル・ニーズ』とは、身体的、医療的な問題だけでなく、感情や行動、そして学習に障害を持つ子どもたちで、米国では、社会的養護の当事者の9割がそのカテゴリーに当てはまると言われている。

多くの研究から、恒久的な家庭環境が無く育った子どもたちは、18歳で自立した後、一般の児童に比べて、犯罪を犯すリスクや、ホームレスになるリスクのほか、就学や就労、人間関係の形成において困難にさらされる率が高いことがわかっている。

それに反して、養子縁組は、幼児期にトラウマを受けた子どもたちを回復へと向かわせるという研究結果もある。

②経済的支援の養子縁組あっせんへの効果

1980年代の初頭から、多くの研究者がアダプション・サポートの効果検証を行ってきた。その結果のほとんどが以下のことを証明している。

- アダプション・サポートの経済的な支援が、「養子縁組をする最終的な決心」と確実に結びついている。
- 支援金の額が高い州ほど、養子縁組の数も多い。
- アダプション・サポートは、養子縁組の持続を保証するものである。支援金の額が著しく低い州には、養子縁組が中断される率も多い。
- 養子縁組が失敗に終わることとアダプション・サポートの額が低いことは比例しているが、家族の収入には関係のないこともわかっている。
- 1997年のASFA法樹立の後、養子縁組の成功率が10パーセントの増加を見せた。
- アダプション・サポートのほとんどが、里親家庭や施設で育った社会的養護の子どもたちに与えられている。私立の養子縁組や国際養子縁組のシステムから養子縁組をした家庭に比べて、フォスターケアから子どもを養子に迎えた家族の方が、子どものニーズが高いにもかかわらず、養子縁組の決意に満足感を持ち、一人以上の子どもを養子として迎える意志を示す率が高いこともわかっている。
- アダプション・サポートは、コスト効果があることも多くの調査により証明されている。毎年、5万人の子どもたちの養子縁組が成立するアメリカでは、年間30億ドルから60億ドルの経費削減になっている。

③今後の課題

- アダプション・サポートの月額、里親手当よりも低い現状は今も変わらない。連邦政府が、サポート額の上限を、里親手当の額と制定してくるからである。
- 57%の養親が、サポート額が「十分ではない」と感じている。
- 米国では、里親や親族里親が自分の養育している里子を養子として迎える率が高い。こういった養育者による養子縁組そのものは安定しているが、経済的には、平均所得より所得の低い家庭が多い。
- スペシャル・ニーズの子どもを養育するには、費用がかかるだけでなく、時間も労力も必要で、仕事を休んででも子育てをしなければならぬ養親には、よりいっそう充実したアダプション・サポートを与えることが課題として残っている。

4) ネイティブ・アメリカンのカスタマリー・アダプション（慣習法）について

著者は、第一レポートの中で、連邦法 Indian Child Welfare Act (ICWA・1978年) について触れた。この法律は、ネイティブ・アメリカンの要保護児童たちに、部族や家族と引き離されることのない生活と文化の維持を保障した。

ネイティブ・アメリカンのコミュニティでは、養子縁組は、法的な手続きを通してではなく、慣習と部族儀式として行われることを伝統としてきた。ネイティブ・アメリカンは、歴史的に見ても、親権の停止を実施する習慣がない。

養子縁組に対してネガティブなイメージを抱くのは、ICWA法が樹立する前、白人社会が、多くの原住民の子どもを部族や実親と協議せずに、白人家庭との養子縁組を成立した時代が長く続いたからである。部族の伝統と文化の破壊は、この白人社会との強制融合が原因だった。

ICWA法によって、ネイティブ・アメリカンの子どもたちの養子縁組成立には、部族との継続した協議が義務付けられた。近年になり、部族の間で、子どもたちのパーマネンシーを養子縁組によって成立するために、部族が歴史的に常に行ってきた、カスタマリー・アダプション（慣習法）を再起しようという動きが見られるようになった。

通常、養子縁組が成立するためには、親権剥奪の法的な手続きが必要である。カスタマリーアダプションは、親権を停止せずに、通常の養子縁組と同等の恒久性のあるパーマネンシーを部族の児童に与えることが可能に成る。アダプション・サポートなどの経済的な支援も、通常の養子縁組のケースと同じように保障される。

2010年。カリフォルニア州では、下院法案1325の可決により、ネイティブ・

アメリカンの児童のカスタマリー・アダプションを認可した。この条例により、州の児童保護局のソーシャルワーカーは、すべての要保護児童のケースに、カスタマリー・アダプションをパーマネンシー計画の選択肢として考慮しなければならなくなった。

2015年。ミネソタ州でもこのカスタマリー・アダプションが成立している。

5) 養子縁組に関する記録の管理 (その2)

著者は、第一レポートの中で、米国の養子縁組に関する記録の管理と開示の方法について、概要を述べた。

第二レポートのために、著者は養子縁組の管理期間について調査を行ったが、あらゆる州の管理期間の情報がまちまちであったため、全米のポリシーを理解することが困難であった。そこで、連邦政府の児童福祉の資料を提供している、Child Welfare Information Gateway [Children's Bureau] の司書に直接連絡を取り、専門的な調査を依頼した。

以下が、その司書 (John Vogel 氏) のレポートである。

米国の養子縁組の記録は、連邦政府ではなく、州政府によって管理されている。言い換えるなら、各州に、それぞれの記録管理に関するポリシーがあるということ。ヴァージニア州の場合は、例外的に、州ではなく、郡ごとに記録管理がなされている。調査を行ったすべての州が、養子縁組に関する記録は「永久的に」保存されなければならないことが明確に提示している。保存期間は、「永久的」とあるだけで、保管すべき年数を数値で定めている州は一つも見つからなかった。

研究資料

論文・記事

DSSH/ACYS: *Foster Care Statistics* (November 2013)

DSSH/ACYS: *Child Welfare Outcomes 2009-2012 Report to Congress, Executive Summary*

DSSH/ACYS: *How Many Children Were Adopted in 2007 and 2008?* (September 2011)

Gerald P. Mallon: *Assessing Lesbian and Gay Prospective Foster and Adoptive Families: A Focus*